

食品安全委員会（第979回会合）議事概要

日 時:令和7年4月8日(火) 14:00~14:15
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:山本委員長ほか6名出席
傍聴者:一般 21名

- (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
・「アセチルシステイン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、「アセチルシステインは、飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えた。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

・飼料添加物「アセチルシステインを有効成分とする飼料添加物」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、「アセチルシステインを有効成分とする飼料添加物は、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- (2) ビスフェノールAワーキンググループの設置について（案）

→事務局から説明。

本件については、案のとおり、委員会の下に「ビスフェノールAワーキンググループ」を設置することとなった。また、担当委員が決定した。